

選手の移籍に関する手続きについて

船橋市野球協会少年学童部

他のクラブ(市外の千葉県少年野球連盟所属のクラブも含む)に所属していた選手を入部させる場合は、学童の健全育成に基づき以下の場合を除き、下記の手続きにより船橋市野球協会少年学童部(以下当部)の承認を得るものとする。

【手続きが不要なもの】

- 1、他のクラブに所属していない期間が6ヶ月を超える者
- 2、転居、転校等に伴って移籍する者
- 3、4年生以下の選手

【移籍の手続き】

- 1、移籍先クラブの代表は、前所属クラブの代表に「移籍承諾書(*別紙1)」により承認を得る。
- 2、移籍元、移籍先両クラブの代表は、当部事務局長に「移籍承諾書」を提出する。
- 3、提出を受けた当部は、移籍の承認の可否を審議し、結果を移籍元、移籍先両クラブに通知する。
- 4、通知を受けた移籍先クラブの代表は、選手の入部手続きを行う。

【注】

- 1、旧所属クラブが属する連盟または協会等に選手の移籍に関する取り決めがある場合においては、その取り決めに従った上で、上記の手続きを行う。
- 2、転居、転校等に伴って移籍する場合も上記の手続きを行うことが望ましい。

【付則】

- 1、移籍の手続きが終了した選手は、特別な場合(転居、転校、いじめ等)を除き直近(移籍後次の大会)の各種大会には出場できない。
- 2、移籍の手続き無く、無断移籍が発覚した場合は処分の対象とし当部で処分を決定する。
- 3、当部所属の市外在住の選手は、原則として市選抜選手の対象としない。

2017年1月29日 改訂